

水産物部関係団体各位

札幌市中央卸売市場
市場長 片貝 太

新型コロナウイルス感染防止に係る取引方法等の変更期間延長について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまで卸売場でのマスク等着用義務化や取引方法の変更（せり取引を入札又は相対取引へ変更）などの対策を講じてきたところです。

水産物部の取引方法については、市内の感染状況や本市感染症対策本部の方針などを踏まえて、これまで「本まぐろ」と「さんま」のせり取引を再開していましたが、9月26日（土）をもって取引方法の変更期間が終了することから、今後の取引方法等について水産物部関係団体と協議を行ったところです。

つきましては、引続き感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、現行の取引方法を下記のとおり延長することといたします。

水産物部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 取引方法変更の期間延長

現行の取引方法（「本まぐろ」「さんま」はせり取引、それ以外は入札又は相対取引）を、9月28日（月）から10月31日（土）まで延長することとする。

※ 但し、感染の状況によっては期間を短縮もしくは再延長する場合があります。

2 せりエリア内への入場制限等

- (1) 卸売業者：せり人、マイク、確認書記載者（フェイスシールドとマスクを着用）、卸売業者の責任者（マスク着用）の4名
- (2) 仲卸業者：1社2名（マスク着用）までとする。
- (3) 小売業者等：せり取引に参加する売買参加者のみ（マスク着用）
- (4) 開設者：検査員1名
- (5) 上記以外の方は、密集・密接状態を避けるため、せり開始から終了まで、せりエリア内への入場を禁止する。
- (6) せりに参加する者は、密集状態にならないよう一定の距離を保つこと。
- (7) せり終了後に、エリア内に入る際はなるべく密集状態を作らないとともに近距離で会話をしない。

3 その他遵守事項等

- (1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者等は卸売場に入場する場合は、帽子及び標識、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等）を着用する。守られない場合は、卸売場に入場することはできないものとする。また、繰り返し注意しても守られない方については、処分も含めて対応を検討します。

- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。
- (5) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、9月23日（水）時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。